

認定失効制度について

2022年11月15日
資源エネルギー庁

認定失効制度導入の背景と現状

- FIT制度導入以降、事業用太陽光のコストが急激に低減した一方、認定時の調達価格を維持したまま、運転が開始されない案件が大量に滞留。その結果、以下の課題が顕在化。
 - ✓ **国民負担の増大**：高額案件の稼働により国民負担が増大（一方、事業者の過剰利益に）
 - ✓ **コストダウンの停滞**：事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先
 - ✓ **系統容量の圧迫**：系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞
- こうした課題を解決すべく、これまで、早期の運転開始を担保するための**運転開始期限の設定**や、運転開始時点での事業コストを反映した**適正な調達価格の適用**など、累次の措置を講じてきた。
- 他方、なお未稼働の状態が長期間継続する案件が多数存在している状況に鑑み、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない案件について、2022年4月施行の再エネ特措法改正により、**認定を失効する制度を導入**。
- 2022年度末以降、認定失効制度に基づき失効期限を迎える案件が見込まれることから、制度の適切かつ円滑な執行のため、**運用の詳細を明確化**するとともに、制度概要や手続きに係る**周知活動を徹底**することが必要。

(参考) 未稼働案件に対するこれまでの対応

2016年措置（法改正等） ※全電源対象

- 計画認定制度を導入し、原則、2017年3月末までに接続契約が締結できていなければ失効
- **2016年8月以降に接続契約を締結した案件より「認定から3年」の運転開始期限を設定**
⇒**期限超過分は調達期間（20年間）が短縮**

2018年措置（告示改正等） ※太陽光のみ対象

- 2012～16年の案件のうち、一定の期限までに運転開始準備段階に至らなければ、**運転開始準備段階に至った時点の適正な価格に変更**
※あわせて、運転開始期限の設定されていない案件にも運転開始期限を設定。

2020年措置（法改正） ※全電源対象

- 原則、**運転開始期限の1年後までに運転開始しなければ失効**
 - － 系統工事を進める手続をした場合は、運転開始期限の3年後までに運転開始しなければ失効
 - － 開発工事へ本格着手したことが公的手続により確認できれば、失効リスクを免除

（参考）過去の未稼働太陽光案件（事業用）に対する対応の状況

- 2018年12月の未稼働案件に対する措置により、所定の期限までに着工申込みが完了した案件を除き、**運転開始時点の適正な価格（着工申込みが完了した時点の2年前の調達価格）を適用**する措置を講じ、運開期限も設定し、超過分は調達期間（20年間）を短縮することとした。
- この措置により、未だ運転開始に至っていないもののうち、
 - － **163万kW**は、**適用される調達価格が引き下げ**
 - － **272万kW**は、運転開始期限が設定され、**超過分は調達期間が短縮**している。

＜事業用太陽光発電の状況＞

(万kW)	既稼働	未稼働	2018年12月時点で運開期限あり	2018年12月時点で運開期限なし			合計
				適用除外	認定時の調達価格維持＋運開期限設定	認定時の調達価格維持できず	
2012年度	1,331	137	38	5	81	13	1,468
2013年度	1,955	455	229	25	141	60	2,410
2014年度	782	228	143	0.6	39	45	1,009
2015年度	243	91	36	－	12	44	334
2016年度	349	126	125	－	0.01	1	475
合計	4,660	1,038	572	30	272	163	5,697

（注1）2022年10月26日時点、四捨五入により計算の合計が合わない場合がある。

（注2）事業者からの申請等により今後変更される場合がある。

- 失効期限の設定に当たっては、運転開始期限後も未稼働状態の案件について、**運開期限の1年後の時点※1の進捗状況で適用判断**することとし、具体的な進捗状況ごとに、以下の規律を適用。
 - ① **系統連系工事着工申込※2を行っていない案件は、運開期限の1年後の時点で認定を失効※3**
 - ② **系統連系工事着工申込を行った案件は、一定期間内に運転開始に至る可能性が高いと考えられるため、運転開始期限から、運転開始期間※4に当たる年数を猶予し、その到来をもって失効※5。**
 - ③ **大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置**として、運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、
 - ✓ 工事計画届出
 - ✓ 環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知のいずれかの手続に係る**進捗確認申請が行われ、経産大臣により確認された案件**については、運転開始期限から、**調達期間に当たる年数を猶予し、実質的に失効リスクを取り除く。**

※1 改正法の施行日（2022年4月1日）より前に運転開始期限が経過した2018年度認定以前の案件については、**経過措置として、施行日から1年後の時点（2023年3月31日）**の進捗を評価することとする。

※2 系統連系工事の申込にあたっては、農振法・農地法に基づく**農振除外・農転許可**、森林法に基づく**林地開発許可**を取得済であること等を**提出要件**とする。

※3 平成29年4月1日時点で手続中の「**電源接続案件募集プロセス**」に参加している案件については、失効期限の設定に配慮する。

※4 環境影響評価法に基づく環境アセスメントに要する期間への**配慮期間分**（太陽光：2年間、風力：4年間、地熱：4年間）は**除く**。

※5 送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅れにより失効することがないように配慮する。

失効制度のイメージ

基本

改正法施行日後に
運開期限を迎えるケース

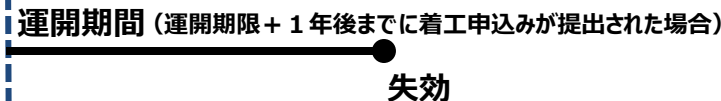
運開期限

2012～17年度に認定を受けた太陽光
以外の電源種については、2020年12月
1日を起算点として、運転開始期限が設
定されていることに留意。

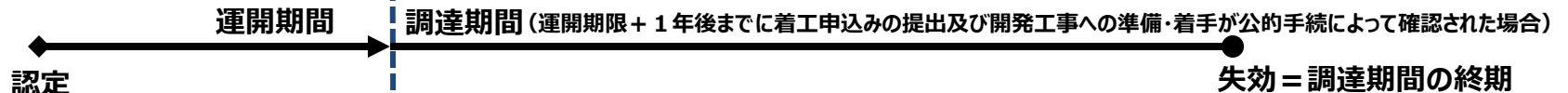
①原則



②原則



③例外



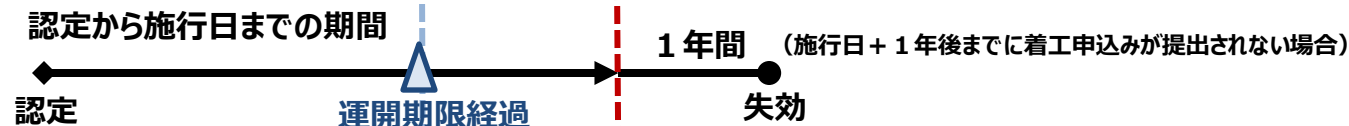
経過措置

改正法施行日時点で
運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

改正法施行日

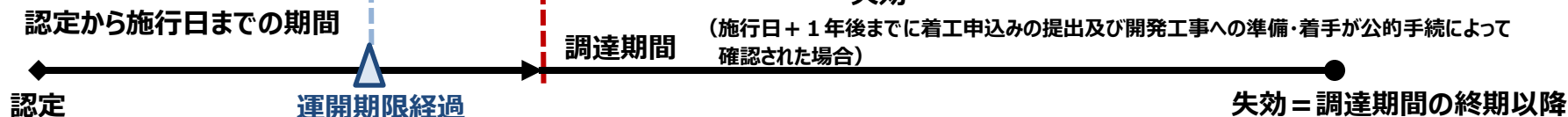
①原則



②原則



③例外



未稼働案件の失効見込み

- 2022年度末以降、順次失効期限を迎える案件が発生予定。
- 事業用太陽光では、**2022年度末に、経過措置対象の約6万7千件（776万kW）以上が失効期限を迎える予定**。期限までに系統連系工事着工申込が受領されなければ、この時点で失効となる。

＜事業用太陽光の失効見込み件数・容量＞

認定 年度	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)
2012年度	1,785	30	2	2	391	98	76	1	0	0
2013年度	13,485	228	247	7	3,668	178	30	2	37	6
2014年度	7,721	140	9	2	1,654	79	3	2	1	0.005
2015年度	5,734	76	0	0	1,210	15	12	0.1	3	0.01
2016年度	15,431	122	0	0	275	4	1	0.003	1	0.2
2017年度	7,396	43	0	0	411	3	0	0	0	0
2018年度	15,421	137	0	0	846	20	0	0	0	0
2019年度	0	0	18,296	125	0	0	689	5	0	0
2020年度	0	0	0	0	5,315	65	0	0	42	8
2021年度	0	0	0	0	0	0	5,620	70	0	0
2022年度	0	0	0	0	0	0	0	0	357	13
合計	66,973	776	18,554	136	13,770	462	6,431	80	441	27

本年度末の失効見込み

(注1) 2022年10月26日時点

(注2) 事業者からの申請等により今後変更される場合がある。

進捗確認に必要な手続きについて

- 認定失効制度の下では、運転開始期限の1年後の日までに、全ての案件について、①系統連系工事着工申込が受領されれば、運転開始期限から、運転開始期間に当たる年数が猶予される。
- これに加え、一定規模以上の案件については、当該日までに、②経済産業大臣への進捗確認申請により、工事計画届出または環境影響評価の準備書に対する経産大臣の勧告等の手続きを終えていることが確認された場合、調達期間の終了まで失効が猶予されることとなる。
- 提出書類の確認等の手続に必要な処理期間を確保するため、上記①、②のいずれの手続についても、それぞれ受領期限及び進捗確認の期限の1ヶ月前を必要書類の提出期限とする。

【経過措置】改正法施行日（2022年4月1日）時点で運転開始期限を超過しているケース：

手続	提出先	提出期限	受領または確認期限
系統連系工事着工申込	一般送配電事業者※	2023年2月28日	2023年3月31日
経産大臣への進捗確認申請	地方経済産業局		



【基本】改正法施行日（2022年4月1日）後に運転開始期限を迎えるケース：

手続	提出先	提出期限	受領または確認期限
系統連系工事着工申込	一般送配電事業者※	受領または確認期限 の1ヶ月前の日	運転開始期限から 1年後の日
経産大臣への進捗確認申請	地方経済産業局		

※小売買取案件については、当該小売電気事業者経由で一般送配電事業に提出されることとなるため、上記期限より余裕を持って小売電気事業者への提出を行う必要がある。

失効制度の本格開始に向けた周知・広報活動

- 失効制度の導入決定以降、制度の適切な執行に向け、未稼働状態にある全認定事業者に対するメール通知によるプッシュ型での情報提供のほか、資源エネルギー庁HP、新聞、web広告、ポスター等の様々な媒体を通じ、**制度に関する周知広報に取り組んできたところ。**
- 特に、2023年3月末以降、失効期限を迎える案件が発生する予定であることから、**失効期限まで数ヶ月を切ってもなお運転開始に至っていない案件**については、**対象となる認定事業者宛のメールやハガキによる個別の周知を徹底**することとしている。

<認定失効制度の周知・広報活動の例>

- ◆ **資源エネルギー庁HP：**
「なっとく！再生可能エネルギー」での制度説明掲載
- ◆ **検索サイト・SNS：**
Yahoo!、Facebook、Twitter、Instagramのバナー広告
✓ 表示回数（vimp）：約6,000万回以上
✓ 広告から専用URLへのアクセス回数：約13万回
- ◆ **Web説明会：**
Youtubeで説明動画を配信・アーカイブを掲載
- ◆ **新聞広告：**
✓ 全国紙：約860万部
✓ 地方紙：約1,300万部（47都道府県）
- ◆ **ポスター掲示・チラシ配布：**
✓ 郵便局（約100局）等で掲示

対象	方式	金額	時期	取組条件
10kW以上の太陽光発電の認定案件 (複数太陽光を含む)	原則、固定価格買取制度の適用外（買取期間から差し引く。） ※一定の厳格な条件を満たす案件では、 例外的に内部買取でも可能	調達価格/基準価格の算定での想定商業等費用の水準	調達期間/交付期間の終了前10年間	商業処理が確実に見込まれる 資料の提出等

環境・景観に配慮し、
地域と共生した電源を
目指します

Yahoo!のトップページでの
バナー広告

3 認定失効制度

FIT/FIP認定を受けてから運転を開始しない案件への対応が課題となっています。このため、認定を受けてから一定期間運転を開始しない案件は、認定を失効することとし、これにより、系統容量の適切な解放、新たな事業者による活用がなされることが期待されます。

新陳代謝を促し、大量導入を目指します

4 経済的出力制御

2030年の再生エネルギー目標実現に向け、電力の安定供給維持のために、出力制御が発生する可能性が高まっています。このため、効率的に出力制御を行える太陽光発電設備が、そうでない発電設備の代わりに出力制御を行った際には、その分の対価を受け取れるようにし、電気を無駄なく利用することにつなげます。

効率的な電気の需給調整を目指します

これらの制度は2022年4月1日以降開始します
失効制度を含む再エネ特措法改正に関する新聞広告

認定失効済IDの公表について

- 失効制度については、失効期限を迎える認定事業者に対する個別の通知をはじめ、幅広く広報活動を行っているが、それでもなお、失効後に買取義務者による誤った買取が行われたり、第三者への事業譲渡が行われる事態が発生する可能性等が考えられる。
- こうした問題の発生を抑止するため、失効済の認定情報は、失効した当該旧認定事業者や買取義務者のみならず、一般に対して広く公表することが有益である。
- 他方、当該情報は、旧認定事業者の個社情報である側面にも配慮する観点から、旧認定情報の公開範囲はIDのみに限定することとし、資源エネルギー庁のHP上で、利用者が特定のIDを検索することで、その認定状態を確認できるような仕組みを構築することが適切ではないか。

（参考）現行の事業計画認定情報の公表内容

全認定事業計画（20kW未満の太陽光を除く）について、下記項目を一覧で公表

- | | |
|------------|-------------|
| ● 設備ID | ● 発電設備の所在地 |
| ● 発電事業者名 | ● 太陽電池の合計出力 |
| ● 代表者名 | ● 新規認定日 |
| ● 事業者の住所 | ● 運転開始報告年月 |
| ● 事業者の電話番号 | ● 廃棄費用の積立方法 |
| ● 発電設備区分 | ● 廃棄費用の積立状況 |
| ● 発電出力 | 他 |

＜認定失効情報の公表方法のイメージ＞

① 検索画面：認定IDを入力・検索

A123456789



② 結果画面：認定状態を表示

認定ID「A123456789」は
○年○月○日に失効済です／
○年○月○日に認定の効力を失っています